

社会福祉法人ひまわり 役員等報酬及び費用弁償規則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひまわり（以下「当法人」という）の定款 第9条および第24条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員、第三者委員、評議員選任・解任委員、運営協議会委員、運営推進委員、（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるもとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員（週4日以上法人職務を遂行する者）については、報酬及び退職手当を支給することができる。尚、常勤役員等に費用弁償はしない。
 - (2) 非常勤役員等については、理事長以外は、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表3～4及び、6～9のとおり、費用を弁償する。尚、当法人の職員を兼務している役員等に費用弁償はしない。
- 2 常勤役員に対する退職手当は、役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に法人の業績に応じ支給することができる。退職手当を支給する場合に、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、次のとおり定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 通勤手当については、職員給与規程第14条の規程に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬等については、別表2～4及び、6～9に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬は、別表5の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月当月分を翌月 10 日に支給するものとする。ただし、その日が休日にあたるときは、職員給与規程第 5 条に準じた日とする。
 - (2) 退職手当を支給する場合は、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後 2 ヶ月以内に支給する。
- 2 非常勤役員等に対する費用弁償は、当該会議に出席した当月末日に支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあったときには、立替金等を控除して支給する。

(報酬の日割り計算)

- 第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
 - 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
 - 4 本条第 2 項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、次とおり端数処理を行う。

- 50 錢未満の端数については、これを切り捨てる。
- 50 錢以上 1 円未満の端数については、これを切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 3 項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

別表1 (常勤役員の報酬)

役職名	月額
理事長	980,000円

別表2 (非常勤役員の報酬)

(1) 理事長

	日額
法人及び施設業務のための出勤 (理事会等会議への出席以外)	30,000円

別表3 (非常勤役員の費用弁償)

(1) 理事長

	日額
理事会等会議への出席（但し、同日に法人及び施設業務のための出勤した場合は支給しない）	10,000円

(2) 理事

	日額
理事会等会議への出席	10,000円

(3) 監事

	日額
理事会・監事監査等への出席	10,000円

別表4 (評議員の費用弁償)

	日額
評議員会への出席	10,000円

別表5 (職員給与との併給)

① 常務理事の役員報酬額を定める

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している常務理事に対しては、職員給与に加えて役員報酬を支給する。

役職名	月額
常務理事	20,000円

別表6 (第三者委員の費用弁償)

	日額
第三者委員会の会議等への出席	10,000円

別表7 (評議員選任・解任委員の費用弁償)

	日額
評議員選任・解任委員会の会議への出席	10,000円

別表8 (運営協議会委員の費用弁償)

	日額
運営協議会の会議への出席	3,000円

別表9 (運営推進委員の費用弁償)

	日額
運営推進委員会の会議への出席	3,000円

附 則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。